

令和元年度における待機児童対策について
(新規施策、既存施策)

1. 質の改善、確保について

(1) 処遇改善加算の拡充(国制度)【令和元年度一部拡充】

平成24年度⇒令和元年度 +約13%+最大月額4万円の処遇改善を実施

(2) 処遇改善加算の拡充(市単独制度)【令和元年度新規】

市内の保育所等で働く経験年数7年以上で所定の要件を満たす全ての保育士等に国の制度に上乗せして、月額4万円の処遇改善を令和元年度から実施

(3) 職員の配置基準の上乗せ【継続】

国の職員配置基準について、本市独自基準を上乗せ

0歳児 保育士1人：児童3人⇒保育士1人：児童2.57人

1歳児 保育士1人：児童6人⇒保育士1人：児童4.5人

2歳児 保育士1人：児童6人⇒保育士1人：児童5.2人 等

2. 量(利用定員)の拡充

(1) 平成27年度 保育定員3,893人 ⇒ 令和元年度 4,517人 624人増

- ・既存施設の定員増(分園設置、施設整備による定員増など)
- ・認定こども園への移行
- ・地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業)の増

(2) 今後の定員増

①岩戸幼稚園(令和元・2年度施設整備)

久里浜・北下浦区域の保育定員増 令和3年度 78人増

②長井婦人会保育園(平成30・令和元年度施設整備)

衣笠・西区域の保育定員増 令和2年度 7人増

③和順保育園(令和元年度施設整備)

久里浜・北下浦区域の保育定員増 令和2年度 30人増